

群馬県施設園芸電気料金 高騰緊急支援金のご案内

※この補助金は、国の「重点支援交付金」を活用しています。

事業の内容

ヒートポンプを使用する施設園芸生産者を対象に、令和3年と令和7年の電気料金を比較して、生じた負担増額分の一部を補助します。

支援対象者

(1)～(3)の条件をすべて満たす者

- (1)群馬県内に居住し、かつ、
県内で施設園芸を営む個人または法人
- (2)野菜類、花き類または果樹類を生産し、
それらを営利販売している者
- (3)令和6年12月以前から継続して電気式
ヒートポンプを使用している者



ヒートポンプを導入しているハウス

支援金の算出方法

(1)算出方法

算定基礎額(①)×物価上昇率(②)×12か月電気使用量(③)×0.95

(2)支援金算定に用いる電気料金単価

対象者	(1) 令和2年以前からヒートポンプを導入しており かつ、令和3年の領収書を保管している農業者	(2) 令和3年以降にヒートポンプを導入した生産者 (3) 令和3年の領収書を保管していない農業者
①算定 基礎額	令和3年の平均単価(領収書から算定)	令和3年の基準単価
②物価 上昇率	$(\text{令和7年平均単価} \div \text{令和3年平均単価}) - 1$	$(\text{令和7年基準単価} \div \text{令和3年基準単価}) - 1$
③令和7年 電気使用量	令和7年1～12月の電気使用量(kWh)合計 ※令和7年の領収書から算定	

(3)交付率

1/2以内

主な提出書類

- (1) 申請書一式
- (2) ヒートポンプを導入していることがわかる書類
- (3) 電気料金がわかる書類
- (4) 群馬県内で営農していることがわかる書類
- (5) 営利販売を確認できる書類 など

※詳しくは、群馬県施設園芸電気料金高騰緊急支援金申請書類チェックリストに記載

申請書一式は、県ホームページからダウンロードいただくか、
各農業事務所にお問い合わせください。

県ホームページURL : /page/758805.html



県HPはこちら

提出先

お住いの地域の農業事務所にE-Mailでご提出ください

- (1) 中部地域にお住まいの方
中部農業事務所担い手・園芸課園芸係あて
E-Mail : chuunou-ninaite@pref.gunma.lg.jp
- (2) 西部地域にお住まいの方
西部農業事務所担い手・園芸課園芸係あて
E-Mail : seibunou-ninaite@pref.gunma.lg.jp
- (3) 吾妻地域にお住まいの方
吾妻農業事務所担い手・園芸課園芸係あて
E-Mail : aganou-ninaite@pref.gunma.lg.jp
- (4) 利根沼田地域にお住まいの方
利根沼田農業事務所担い手・園芸課園芸係あて
E-Mail : tonenou-ninaite@pref.gunma.lg.jp
- (5) 東部地域にお住まいの方
東部農業事務所担い手・園芸課園芸係あて
E-Mail : toubunou-ninaite@pref.gunma.lg.jp

**申請期間：令和8年7月13日（月）から
令和8年8月4日（火）まで**

問合せ先

群馬県農政部野菜花き課花き係

TEL : 027-226-3126

E-Mail : yasaikakika@pref.gunma.lg.jp